

## 令和5年度 第4回湧別町自治推進委員会 会議録

開 催 日 時	令和5年6月9日（金） 午後7時02分 開会 午後8時57分 閉会
開 催 場 所	湧別町文化センターTOM 研修室
出 席 委 員 等	委員 安瀬委員長、松浦副委員長、平野・中原・松下・斉藤・ 遠藤・平形各委員 オブザーバー 石塚総務課長、坂本社会教育課長
欠 席 委 員 等	鈴木・山口・花木・佐藤・本間・工藤・三品各委員
事 務 局 職 員	企画財政課：西海谷主幹、齊藤主査
議 題	1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 議題 （1）第3回自治推進委員会の会議録について （2）自治基本条例に基づく各種制度の取り組みについて （3）次回会議日程及び協議内容について 4. その他 5. 閉会
会 議 の 公 開	公開
傍 聴 人 の 数	0名
提 出 資 料	（1）第4回湧別町自治推進委員会議案 （2）第3回湧別町自治推進委員会会議録 （3）町民投票に関する資料集
会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記 ） <input type="checkbox"/> 無
そ の 他	

## 1. 開会

西海谷主幹) ご案内の時間になりました。ただ今より第4回目の湧別町自治推進委員会を開催させていただきます。本日の会議の出席委員数は現時点では7名ですが、後ほど1名が遅れて出席する旨のご連絡をいただいておりますので、それを踏まえた上で本日の会議を進めさせていただきます。

## 2. 委員長あいさつ

西海谷主幹) それでは、安瀬委員長からごあいさつをいただきたいと思います。

委員長) お忙しい中、出席をさせていただいてありがとうございますと毎回言うのですが、今日ほどその気持ちが強く、まさか4回目にして過半数が割れて会議を開くという形になってしまいました。前回もそうですが、ざっくばらんな意見がどんどん出ておりますので、この流れを大事にして今回も有意義なものにしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

西海谷主幹) これからの進行につきましては、安瀬委員長に進めていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 3. 議題

### (1) 第3回自治推進委員会の会議録について

委員長) それでは、早速進めて参りたいと思っております。本日の議題は、3点ほど用意しております。

最初に、議題の「(1) 第3回自治推進委員会の会議録について」を確認したいと思います。事務局から簡単な説明を受けた後、前回の会議の内容を確認したいと思います。では、事務局よろしく願います。

西海谷主幹) (議案1・2頁に基づき説明)

委員長) 前回の会議では、「町民参加」をテーマとして発言をしていただきました。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、町民が主体の自治を推進するためには、町民が町政に参加することが必要であります。

そのため、基本条例では第3章で町民参加の基本、町民参加の対象、町民参加の方法、さらには町民参加によって寄せられた意見の取扱いなどについて定めております。それらについて、委員の皆様から意見をいただきました。

前回の会議で発言した内容以外で発言がある方は、再度発言を求めますので、よろしくお願いします。

委員) 行政からの提案が、町民が幸福な生活を送るための完璧な提案であれば町民は一切何も言うことはなく自治基本条例すらいらぬ

けど、行政の提案が何か幸福につながらないと思った時には自治基本条例があることによって、町民個々が意見を言ったりすることができるという捉え方で良いのですよね。

どの段階でどういう声を出したらどう反映するのかが具体的にもう少し説明がないと、私たちがどういうふうに声を出して良いかが案外わかりにくいのかなと思ってまして、今回庁舎の移転でパブリックコメントを町が募集していたので、その流れでいけばどの段階でどういうふうに町民が関わってこられたのかが具体的にわかれば良いなと思いました。

一番思ったのが、一番最初にどうしてそういう話になったのかというスタートの時点が町民はわからないでいきなり新聞に出て、最初のスタートからもう理解ができない。町民から今の庁舎ではダメだよね。もっと良いの建てようねという機運のスタートではなくて、どこからその話が出てきたのかという感覚がありました。

だから、町が町民に聞く前段ですでもう町民から離れているなと思いました。一番最初の段階で検討委員を募集していましたよね。でもそれって最初からそういうことやろうよという骨子があったということですよ。だから募集した。どうしてもスタート時点から訳がわからないなという気がしたのです。

後、義務教育学校のスタートの仕方。良いねということ言われながら動いていって、説明会をしてどんどん進んでしまうという現状を見てしまうと、個人でパブリックコメントを出す。もしくは団体でまとまって意見を言う。どこでどういう意見を言ったらどう反映されるのかがやはり実感がない。

自治基本条例が生きた条例となるためには、そういうことをみんなが理解しないとダメなのかな。我々が声を出してどう反映されるのかがわかりにくいと思いました。

ここには町民参加の方法が書いてあるのですが、参加の方法はあっても結果がわからない。参加してもこれをどう反映しているのかが具体的ではなく、この条例の一番の課題だと思うのですよ。

西海谷主幹) パブリックコメントについては、ご意見をいただいた場合は担当課でその意見に対する対応について検討した上で、ホームページを使ってその都度周知しています。

委員) パブリックコメントについては、個別返答はしないのですね。ホームページには出しているのですね。個人には直接回答はしないし、広報とかで町民全員には周知はしないで、関心のある人はホームページを見るということですね。意見が反映されているかしないかも、ホームページを見ないとわからないということですね。

西海谷主幹) 前にもお話しましたが、町長への手紙については手紙を出された方に対して通知しています。

委員) パブリックコメントもいろんな意見をふるいにかける。全部が全部というわけにはいかないだろうし、それは誰がどういう責任の中でやっているのですか。

西海谷主幹) まずは担当課で回答案を作成し、最終的には町長に確認し回答しています。

委員) こういう意見に対してはこういう考え方だから変えないよだとか、こういう考え方だからここはこう変えた方が良いのではないかと、町長に確認するということですか。

石塚課長) そればかりではないですが、例えばご意見として賜りますという場合もありますし、もしかすると出した人と私たちの意見が違っても、それに対しての反論も一個一個するのでもうかなと思いますので、その時にはご意見として承りましたという回答をしています。

委員) 意見を出しても全部が反映されるわけではないから、参加した実感がないかなという気がする。パブリックコメントについての。ただ、もっと大きい声とか、団体から来ればきつとしっかり動けると思うのですよね。

義務教育の中で言えば、PTAからの意見となれば重く受け止められる。各自治会からあがってくる意見についても自治会長の個人意見だったり、誰かから言われた意見を伝えているだけであって、集団の中の意見は少ないと思うので、声の大きさとかその判断の仕方は難しいのかな。個人の意見でもすごく重要なものであったりする場合もあれば、そのふるいのかげ方とか選別の仕方とか。そこら辺はもう少しみんなが意見を言って反映されるという実感があれば良いのかなと思ってます。

委員長) 参加しても決まっているから行っても説明をただ聞くだけだよ。だから参加しないという前回の議論につながるのかな。それって永遠のテーマみたいな感じですね。今回のテーマは町民投票と町民で、どういう感じにしたら町民参加が盛り上がるか前回と同じような感じで話し合う場がこの後ありますので、その時に町民投票も含めた中での話にもっていったら良いのかなという感じがするのですが、どうでしょうか。

各委員) 「はい」の声あり。

委員長) 事務局から会議録については事前にお配りし、目は通していただいていると思います。この中で修正などの意見があれば発言をお願いします。意見がなければ会議録の確認は閉めたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 「はい」の声あり。

委員長) 会議録はホームページで公開されますので、ご了承願います。

## (2) 自治基本条例に基づく各種制度の取り組みについて

委員長) 議題の「(2) 自治基本条例に基づく各種制度の取り組みについて」協議したいと思います。本日は、第4章の町民投票と第5章の町民に関する内容となります。まずは第4章の町民投票から説明を受けたいと思います。

西海谷主幹) (資料集1～5頁、議案3頁に基づき説明)

委員長) ただ今、事務局から説明がありましたように、第2期の自治推進委員会からの答申で、行政では現在の個別設置型から常設型への移行について検討したようです。検討の結果、個別設置型であれば事案内容に合わせた条例を作り町民投票を行うことで、投票結果がより事案内容に対して効果的なものとなり、町民、議会、町長の各主体間における十分な議論を行った上で町民投票を実施することが可能となることから、個別設置型にしてみたいです。

さらに、基本条例が制定されて以降、個別設置型が町民投票の弊害となった事例がないことから、現状では個別設置型が望ましいとする判断に至ったようです。

そのため、現状では個別設置型が望ましいとする判断に至った検討結果について、先ほど説明のありました町民投票制度の仕組みも踏まえた上で、皆様からの意見をいただきたいと思います。

委員) これまで、個別型とか常設型で投票をしたことはないのですか。

西海谷主幹) 新町になってからはありませんが、旧町時代に旧上湧別町、旧湧別町、佐呂間町の3町で合併協議をし、最終的にはそれぞれの町で住民投票を実施しています。旧上湧別では合併協議会の設置についての住民投票を行っており、佐呂間と旧湧別では合併するかしないかの住民投票を実施しています。

委員) 基本的には町長が望んで町民に聞こうということでの町民投票というか、発議の仕方ですね。

西海谷主幹) 発議の仕方には3パターンがあり、町民が署名を集めて町に対して町民投票を実施してくださいと請求する場合と、議会議員による発議と、町長自らの提案の3つのパターンがございます。

委員) ここまで来て言うのも何ですが、条例って何ですか。条例とは何なのですか。

委員長) 町民投票の条例というのがあり、この表の中で…

委員) 条例を作ってほしいということなのですね。この発議って。

委員長) すでにある条例をもとに町民投票するのが常設型らしいです。

委員) ではなくて、条例を作ってほしいって有権者の50分の1以上の署名を集めて出すのですよね。条例って何ですか。たぶん町民は条例を作りがっていないのですよ。我々の暮らしが良くなることなどについて、みんなで集って条例を作ったことがないのですよ。

具体的に皆さんが集まって、こういうことを町でやってほしい

というものがあれば、50分の1以上の署名を集めて条例制定してくださいということだと思っております。具体的にどんなものがあるのですかね。どんな条例を我々が発議というか、しかもその条例って何っていうところからわからなかつたりするのですよ。

委員 長) 何かを決めようとした時に、例えば町村合併をするかしないかという時に町民投票の条例がなければ、個別設置型でやるらしいのですよね。条例がないから議会で可決か否決かして町民投票するかしないかになるらしいです。

常設型というのは、町民投票を実施するための条例というものがあるらしいのですよ。条例に基づく町民投票を行う。だから、ここでは議会で町民投票をするかしないかというワンクッションは置かないですよね。

石塚課長) 常設型は初めから条例があるのです。そもそも条例があるのですよ。だけど、うちの場合は個別型なのでないのです。

委員) 何かの案件で、住民の3分の1以上の署名を集めて町に持って行っても、何も起こらないということですか。

石塚課長) それで条例を作ってくださいって持っていくのです。まずスタートはそこなのです。

委員) 我々は条例を作ったことがないのです。何に対して町に持っていけば動くのかもわからないのです。個別型とか常設型とかの問題ではなくて、今説明している条例とは何かってたぶんみんなわかっていないのです。例えば、何十人か集まって給食を無料にしてくださいと持っていくのは条例なのですか。それは条例ではないですよね。じゃあ条例って我々は何を持っていけば良いのですか。どんなことを条例としてというのが浮かばない。

西海谷主幹) 町民投票を実施するには予め条例が定められていないので、町民投票を実施するための決まり事を作らないと投票ができないので…

委員) 半分以上集めてもできないということで良いのですか。例えば、町民の半分の署名があっても今はできない。できるのですか。

石塚課長) できないです。

委員) 9割でもできない。

石塚課長) 条例そのものがないのでできないです。

委員) そういうことを町は受けたら対応するという条例がない。まずはそこからスタートなのではないですか。

坂本課長) 請求は自治基本条例がなくても50分の1以上あれば自治法で請求はできる。請求するだけですけれども、請求を受けて実際にするかどうかは議会で決めるのですよ。

委員) それが直接か個別かということですよ。だから半分以上集めて持っていったら半分あるのだからすぐやるよとなるのか、半分持

って行っても議会のワンクッション置いてからやりますよとなるのか。議会で否決されればできない。それが常設と個別の大きな違いということで良いですか。

坂本課長) そうです。

委員 長) イメージ的には、日本は間接民主制ですよ。町議とかを選挙で選んでそこで話をする。個別設置型というのは、自分たちが選んだ代表の人たちの意見を聞いてそこでもむ。ある意味間接型。常設型になると、その部分がなくて直接くるので直接民主制になるイメージなのかなという感じがします。

両方ともある一定の数で請求はできるのですが、常設型は条例があるので条例に基づいてやるのですが、個別型は条例がないのでそのものに対して単発なものなので、議会の審議で実施するかどうかを決める感じだと思うのです。

西海谷主幹) 常設型の条例を制定している自治体であれば、条例で定めている数以上の署名があれば町民投票を実施することができるのですが、本町は個別設置型で現時点では条例がありませんので、地方自治法でいう有権者の50分の1以上の署名を集めて、条例制定の直接請求があつて議会で審議をして、そこで条例が制定されれば町民投票が実施されますが、否決されれば実施されません。

委員) こういう請求に対してまずは条例ができるのだ。

石塚課長) 可決されれば。

委員 長) 例えば、住んでいる外国人がいますよね。その外国人が1年だとか何カ月住んでいればその中に入れるだとか、そういうのもあるみたいです。

委員) 資格者としてね。それも含めて条例を作るのですね。

西海谷主幹) 個別設置型と常設型の大きな違いは、案件に対して条例を作ることができるので、例えば外国人の取扱いをどうするかですとか、年齢を何歳以上にするですとかそういったことを柔軟に制度設計ができるのが、個別設置型のメリットになります。

石塚課長) 先ほどどんなものがあるのかというお話があつたかと思いますが、ネットで見ると、過去の事例では原発で反対派の人が求めたりだとか、産業廃棄物処理場だとか、要するに住民が嫌がるものと、後は市議会議員の定数を減らすこととかそういった事例があります。

委員) 条例ってそういうくくりのものなのですよ。先ほど言った給食費を無償にしろというのは、条例案として提出するものではないのですよね。きっと。

石塚課長) それは良いのではないですか。

委員) そういう条例を作れと個別設置型でお母さん方が50分の1以上の署名を集めてとなれば、議会を通過してうんぬんというのはな

りうる。

石塚課長) と思います。

坂本課長) なりえますね。

委 員) 常設だと3分の1集めたら給食費は無料になるという感覚だよね。

委 員 長) 町民投票ができるという過程だと思うのですよね。例えば、こういうことをしてくださいという意見があって、議会がそれは良いよねってみんなに聞きますかっていう話か、議会で決めてしまうか。そこで意見がまとまらなくて町民全員に聞いた方が良いよね。町民投票した方が良いよねっていう流れになると、それに対してどういうルールで実施していきましようかという感じなのですね。ですから、個別なので単発で案件に対して話し合うという感じですね。

委 員) 条例って書いてあるけど硬いもので、先ほど原発だとかそういう大きな行政課題に対して町民の意見を広く聞くというような感覚が強いので。それが町民投票になるかならないかは別としても出せるということですね。

委 員) この会議に出るまでは、町長が発議して町民に聞きたくて町民投票をやるのだなと思っていたので、基本はそこにあるのかなと思うのですよね。町長の考えがあって、町民に聞かなければならないなという時に実施されるのかなと思ったので、こういうやり方があるということはここに来るまではわからなかったですね。

委 員 長) これって大きい話ですよ。町村合併した時というのはどんな流れで…

委 員) 町村合併は3町あったのでそれぞれ聞かなければならないというのがあったので、それはそれで正当性ありますよね。町民に聞かなければならないという。でも個別で何か困ったことがあれば町民自体が50分の1で請求できるというのは良いのではないですかね。良いことであれば通るだろうし、そういう高い志の意見があればそれなりにいくだらうと思うし、パブリックコメントでもそうですけれども出せば良いというものではないだろうし、やはり均衡のとれた意見を持ちながら提案するというのが良いのかなと思います。

委 員 長) 事務局から説明があったように、策定委員会では個別設置型が良いという意見や常設型が良いという意見が出て、最終的には個別設置型にしたのだけれども機会を見てもう一回見直しましょうということで、今回このようなテーマが与えられているのかなという感じですね。

委 員) 条例案件によって個別型がすごく効果を発揮する場面と、常設型がすごく効果を発揮する場面があると思うので、この場で個別型



が良いのか常設型が良いのか一概には言えないかな。先ほど出ていた核廃棄物の施設を町に作るとなった時に、そのような案件であれば議会でもみ消されたら嫌だという意見を持ちながら、常設型でみんなの意見を広く聞こうよというような部分だろうし、逆に給食の無償化についてはそんなの議会で可決されればというような個別型の方が有効だろうし、そういうものについてはたぶん町民投票まではいかない。

そういう部分では、この場で単純に個別型が良い常設型が良いという判断をしてしまうのもいかなものか。我々も条例に詳しくもないし、何が有効でみんなの意見を聞かなければいけないことだよというものもないので、何とも言えません。

委員 長)他に何かありますか。なければ湧別町は個別設置型なので、第3期の自治推進委員会では引き続き個別設置型が望ましいのではないかとということで、よろしいでしょうか。

各委員)「はい」の声あり。

委員 長)次に第5章の町民の説明を受けたいと思います。

西海谷主幹) (議案4頁に基づき説明)

委員 長)この章のテーマは町民です。湧別町の自治は、町民、議会、町長と町職員によって行われています。その主体となる町民の権利、町民の役割と責務、事業者の役割について定めています。これらについて、改めて私たちが認識しなければならない、当たり前のことですが、この条文を見て皆さんがどう感じているのか、町民や事業者は役割や責務を果たしているだろうか、私たちはどのようにしていかなければならないのか、率直な意見を伺いたいと思います。

前回も話した部分ですが、町民としてこのように参加していただけたらなとかがあれば、発言をお願いします。

委員)町民の役割と責務って地域活動に積極的に参加するってことも考えなかったし、町民が湧別町の自治の主体であるという自覚もないし、何をしたら良いのかなって。それこそまちづくり懇談会に出席しろということなのかなとか、そういう認識の程度ですね。

委員 長)先ほど委員からもでたように、参加して変わるのかという実感につながるのかなという感じなのですが。

委員)積極的に参加というのは、具体的にこういうものにこう関わってくださいというのはありますか。この会議では難しい言葉がいっぱい出てくるので、具体例でこういうことを言っていると言ってくれるとすごく理解しやすいので、地域活動に積極的に参加するってどういうことを言っているのでしょうか。

西海谷主幹)例えば自治会活動ですとか、先月行われましたチャレンジデーもそうですし、町内一斉清掃も地域活動の一環になると思います

ので、そういったものに積極的に皆さん参加してくださいということが、これに該当します。

町政の部分ではパブリックコメントですとか、行政で審議会の委員を募集しているのですけれども応募が少ないので、ぜひ積極的に応募してくださいという部分を指しています。

委員) 知る権利なのですが、朝の7時と午後5時のチャイムが変わりましたよね。町民には知る権利がありますよね。その情報は発信していないのですか。そういうのは知る権利というわけではないということですか。

石塚課長) まだ皆さんのお手元には届いてはいないかもしれませんが、6月10日発行の広報誌の10頁に載っておりますので、ご覧ください。

委員) たぶん半崎さんの曲ですよ。そういうのはホームページとかで宣伝したりはしないのですか。この曲は何の曲だろうと思って、町のホームページで探してみたのですがたどり着けなかっただけなのか、載っていなかったのかわからないのですが、周りの人の情報で半崎さんの曲だというのがわかったのですが。

石塚課長) ホームページまで載せたかどうかまでは覚えていないので、調べてみます。

委員) 宣伝になるのではないのかなと思ったので。

委員) それはいつまで流す予定とかはあるのですか。

石塚課長) 基本的には一年中、平日は朝7時、夕方5時、土・日曜日は夕方5時だけ流します。

委員) 湧別町に向けて作ってくれた曲ですよ。彼女の新曲が出たらそれに合わせて曲を変えるとかではないですよ。

石塚課長) そういうのは著作権とかもありますし、あの1曲をスピーカーに流すだけでその設定料が数百万円かかっております。基本プログラムの中には5曲入っているのです。今回は1曲を消して半崎さんの曲を潜り込ませたのですが、それだけでも数百万円かかっておりますし、半崎さんに作ってもらいましたので、当然そのお金も別途かかっています。あれに流す用のオルゴール曲というかそれに用いておりますので、その制作料もかかっております。

委員) ああいうのも著作権協会の許可は必要だったりするのですか。

坂本課長) あの曲は社会教育課が中心となって作曲してもらったのですが、あの曲自体は湧別町が半崎さんにチューリップのために湧別町に合うような曲を作ってくださいということで作っていただいたのです。作っていただくのに当然お金をお支払いしました。ただ作ってもらった曲は、湧別町がお金を払ったから湧別町のものなのかと言いますと、そうではないのです。曲を作ってくださいと依頼して作ってもらっても、その曲は半崎さんのものなのです。ただこう

いったスピーカーから流れる曲ですとか、吹奏楽部もその曲を演奏したりとかもしますが、そういった湧別町が使う部分については著作権料（JASRAC）は免除してくださいねという約束をしているのです。

ですから、私どもは作ってもらってお金も払っているのですが、それを使う時には半崎さんの許可をもらって限定的にただで使わせてもらう許可をいただいているのです。それをホームページに音楽のデータを入れてしまうと、勝手にダウンロードされてしまう恐れがあるので、これは半崎さんもOKを出してくれないかなと思います。

スピーカーから流す部分については、同じようなクオリティでコピーすることは難しいでしょうし、そういったこともあって無償でどうぞ湧別町さん、そういった部分にはお使いくださいということで、ただで演奏させていただきたいとか、スピーカーで朝と夕方に流させてもらえる許可をいただいているのです。

委員) 先ほどの話に戻るかもしれないけれども、曲を作ってもらうのに相当なお金がかかるって税金といったらあれですけども、議会にこういうふうにしますよって可決されましたという文はよく見るのですが、何千万とかあるじゃないですか。この間のeスポーツにこれくらいかけますというのは、議会にあがっているからそこで可決されれば町民の知る前にもう可決されているから良いというか、可決だから良いということになります…

委員 長) たぶん、みんなの意見を聞いてもまとまらない部分もありますよね。全員に聞くと言っても時間的な部分だとかがあるので、そこは議会制民主主義という話になってしまうのですよね。その中で決めて良いねという形になるのかなという感じがします。

朝スピーカーで流れますよね。あれは防災スピーカーの点検をしているのですよね。音楽の方がソフトだから、今までは野ばらが流れていましたが今回湧別町の曲を作ってくれたので、半崎さんの曲にチェンジしたのかなという感じがするのです。

委員) 今聞いただけでも流れていることを知らない人もいるので、電子ポスターでは流れてはいますが、こういうところで聴けますよとかもうちょっとアピールすることも、せつかくお金を使っているので必要なのかなと思いました。

石塚課長) かわら版も広報もホームページでは見れますので。

委員) せつかく資産があるのに、それを最大限生かすような発信の仕方やPRの仕方が下手だよねという話は社会教育の中ではしているので、大いに利用するのは良いのかなという気がします。

委員 長) 知らなかったのですが、コミュニティって何って聞いたのですよね。基本条例の解説書にも書いてあるのですが、いろんなグループ

だとかコミュニティ。

西海谷主幹) 例えば自治会ですとか、文化協会の単位団体ですとかそういった自主的に組織された団体をコミュニティと自治基本条例の中では定義しています。実際は、次回コミュニティの部分については詳しくお話した後に、皆さんからご意見をいただければと思っております。

委員長) 次回はそこを活発にしていくためにどうしたら良いのかなという話になります。

委員) ママ友会もコミュニティって言っても良いのだよね。何か共通の集まりのママ友会も、コミュニティとしては成立する。自治会のああいうお堅い集まりもコミュニティだけれども、ママ友の仲間内でこんなこと面白いよねやろうよってというのはコミュニティ活動で、これ私たちができないからちょっと町に協力してもらおうよというような活動は、自治推進の根本だと思うのですよね。

別にどんな手段であろうとも。ただ個人でこれやってほしいあれやってほしいとなると、行政もそんなものには対応できないからある程度の団体なりでまとまって動いてくれる分には大いに嬉しいのではないのかな。

委員長) 今の話を聞くと、案外ハードル低いなっていう感じだよね。

委員) コミュニティの日本語は何というのですか。

西海谷主幹) 地域社会あるいは共同体のことです。

委員) だから、ママ友会もコミュニティって言える。

石塚課長) 一番わかりやすいところと言えば、若いお母さんたちとかお父さんたちなら子ども会も良いのではないですか。

西海谷主幹) ここ数年はコロナがあって、子ども会もそうですし自治会活動も過去と比べると活動自体が非常に少なかったのではないかなと思います。PTAもそうだと思うのですよね。学校の行事とかもなく学校にPTAの皆さんが集まってミニバレーとかをやっていたかと思うのですが、ここ数年はそういった集まり自体もなかったのではないかなと思います。

委員) 自治会であったりPTAであったりその場の意見をさらにもう一つ上にいかせるのはすごく敷居が高い。ママ友で集ってこうだよねああだよねっていう話になっても、それを自治基本条例があるのだから町にうんぬんというこのギャップというのはあるかな。だから、そういう人たちの話がうまく行政に反映される聞き取れる場。だけど集めてやるとまた出ないのだよね。お母さん方集って皆さんから意見ないですかって聞いても、やっぱり言いづらいですよね。だけど、ママ友でお昼食べようといった時に町長のあれ何なのさぐらいの話は言えても、それを行政まで持っていくそこまではけっこう辛いので、そこをうまく吸い取れるシステムなの

か場なのかわからないけど、そういう話を次回やれたら。

後、行政の流れの中で、予算と工期なり期間というのがあると思うのですよ。走り出すと止まってくれないなという感覚がみんなにあっても決まったよね、説明したよねってどんどん進んでここまでには終わらせたいということで、たぶん湧別の義務教育学校のところでもっとこうあってほしかったのにというのがいっぱいあったのかなと思うのですが、私が行政の人間だったら確かにそうやって進めざるを得ないのかなって。でも町民は1年延びたってもっと良くしてよって思いながら見てしまう。その辺というのはやっぱり厳しいのね。行政の運営の仕方としては。

予算と工期というか、ここまでという中で動かざるを得ない。もっと良くなるからもう1年延ばそうよとか簡単にはならないですよ。相当なかしがない限り、これではダメだとならない限り。ただ上湧別保育所の場合は1回決まってから戻ってというような事例はあったのだけれども、あれはどのようにして1回決まったのに戻ったの。

石塚課長) 何年前ですかね。基本設計までできていて、最後に実施設計をやる段階で取りやめたのですよね。

委 員) あれは誰がダメだって言う…

石塚課長) 誰がダメって言うのではないですけども、行政で判断したのです。最終的に子どもの数だとか…

委 員) 将来を考えたら新築するにはメリットがないというか…

石塚課長) その道に行くよりかはこっちが良いと判断したのだと思います。

委 員) それはどの段階で誰が判断できるのですか。もう設計が終わって予算もこの予算でとなっていたのですよね。

石塚課長) 建物を作るとなると基本計画があって、次に基本設計があって、最後に実施設計というのがあって、確かあの時は基本設計までできていたが実施設計で止まった。この間で最終的に基本設計までできたけど、もっと良い道があるだろうという判断になったのだと思います。

委 員) だからそれを判断するきっかけは誰が判断するのかというのが見えないですよ。課長級の人がこれではダメだと言って簡単に止まるものでもないし。議会からそれではダメだというのが入ったとか、たぶんそういうのがあったのかもしれないし。

石塚課長) 曖昧な記憶なのですが、最終的に今ではないということになったのだと思います。ああいう制度によりあちらこちらで認定こども園ができたりしてというのがあったのではないですかね。直接担当しているわけではないものですからわからないですけど、何か流れを変える要因となるものがあって動いたのだと思います。

委 員) 町民の声からではないのでしょうか。だから進み出した時にはど

の段階でどういうふうに町民が関われるのか、もしくは有効なのかという部分がちょっと見えにくいなと感じています。

委員) 栄町の憩の広場に新しく公園ができるそうなのですが、私が移動町長室に行って図案を見せてもらって、子どもたちが噴水ではないけど水が出て遊べる場所ができるのだよぐらいで聞いたのですが、設計ができていたのであまり意見は言わなかったのですが、それを小さい子どもの親なりに滑り台がほしいねとか、ブランコがそういうところにあったらいいねっていう意見を聞いたら良かったのかなと思うのですが。

石塚課長) 噴水だけではなくて、遊具もいっしょに揃えるはずですよ。

委員) でもやっぱり意見は聞かず、こういう会議とかで決めたという感じでもなく…

委員) お母さん方の意見を反映しているかだと思う。

坂本課長) どこまで聞くかが難しいところで、恐らくまっ平らな噴水に合わせて遊具も揃えるということなのでしょうけど、それをやろうと町長が決めたのは、たぶん地域の町民の意見を聞いてあそこに新しい噴水と遊具が必要だということで、今年予算化したと思います。その段階では町民の意見を聞いてそういう計画を作り、予算の編成権は町長にしかありませんので。

実際にやる時に細かく地域住民にどの場所に滑り台を置いて、どの場所にブランコを置いて、噴水はどのくらいの半径のものにしてとか、どこまで町民の方と細かく打ち合わせをして決めるかという問題もあると思うのですが、そこまでやると事業が進まないということもあるかな。地域の方を集めるにも、どの方に来ていただいたら良いのかもあろうかと思うのです。

ですから、ケースバイケースだと思うのです

委員) たぶん今の説明は違うと思います。

委員) 予算が決まってからでないで噴水ができますよとか、公園ができますよという発信はできないのですか。

坂本課長) 予算が決まった時には発信はしていますよね。

委員) 予算が決まった時には発信はしていますけれども、老朽化しているのであそこを取り壊してこういうものを作りたいと思いますので意見はありませんかぐらいはできないということですか。1個1個そういうふうにしていったら大変なのですかね。

委員) 地域の方の要望があって公園を作ることになったと思うのですが、もともとはそういう…

委員) 私も何年も前から言い続けてはきていて、私の意見は反映されなかったのだなっていうのがあったので。

委員) 地域の方の意見はたぶん聞いているはずなのです。だからそこにいろんな意見はあるのだけれども…

委員) お母さん方はいろんな所に行ってこの遊具良いねっていう情報を個々に持っているのですよ。

委員) 遊具が取り壊されて何にもなかったのですよ。ずっと何年も。取り壊した時に次のものができると思っていたのでいつできるのだろうって何年もそのまま、遊具は作らないのですかって自治会の役員の会議に出た時に言ったり、直接町長にも言ったりもしていたのが急にそういう話になって、凶案もできてという感じなので。

石塚課長) 何年かはわからないのですけども、それが町長の頭の中に残っていたのではないですか。

坂本課長) たぶんそれが反映されたのではないかなという気がするのですよね。

委員) 皆さんいろんな情報を持っているのですよ。こんな遊具があれば子どもたちが遊べるねってどこかで見たやつとか、どこか行った時に遊んだ遊具が皆さんの頭にあるのですよ。だけどそれを言う場所もなく、言う前にできちゃっているよねって。どこでそれを吸収するかというと、広報のどこでも良いのでここに公園を作るけど、皆さん何か置いてほしい遊具はありませんかって聞くだけでも。だけど予算の関係でできませんというのがほしいのですよ。最終的には。できれば最高。できないにしても、聞いてもらったという実感が無いのですよ。言ったけど予算オーバーするから入れられませんというのがほしいのですよ。

だから課長が言っているのは行政体質だと思うのですよ。もうこれしかやりようがないではなくて、聞いて予算的にも無理ですというそういうやり取りができれば、満足するのですよ。だから町民の意見を聞くという感覚をもっと入れてほしい。

委員) あっち向いて返事してもらえないという感覚は嫌ですよ。

委員) それなのですよ。だから予算はこれで工期もこれだからこれしかつなかないねというのがあっち向いている感じですよ。

委員) ポンって切られた感じがするので、嫌それちょっと無理っていう感じでも良いから何か返事はほしいですよ。

委員) 言ってもそれは予算的に厳しいなという一言があれば、納得はできるのです。そういうチャンネルを持っていた方が町民参加というか。だけど小さな声の受け皿がなくて、ダメならダメなりのこれでダメだからゴメンねって一言言ってくれば、納得してくれるのだけれども。

坂本課長) 全くそのとおりだと思うのです。先ほどの噴水についても、委員が直接町長に言われたり自治会でも言われたり、そういったことが何らかの形で議員さんとか役場職員とか町長の耳に入ってこういう結論になったのではないのかなと思ったのですよね。だから、

それを決める段階では一人の意見だけでそんな大きな予算は組まないとしますので、リサーチをしてたぶん決めたと思います。

委員 長) 委員が先駆者で、前もそんな話があってそういう意見が多くなって本格的に考えなくてはならないと思ったのか。それとも決められたお金があるので今回は先にこっちの事をやるので作る気持ちはあるけれども、何年か後回しになっちゃった。

だから言った本人としてみれば、あの時ぜんぜん聞いてくれなかったのに、後からできたら誰の意見なのっていうのはあるよね。

坂本課長) 意見を言われてから決まるまでの時間が役場は長いので、先ほど言われた私の言った質問に答えてくれていないのではないかなと思われる可能性は確かにあるかもしれないです。

委員 長) いろんな要素があると思うのです。新しくしてほしいという要望が他にも声が上がったからやっぱり必要なのかなって。

委員) 予算が決まって図案もできていたので、こういう公園が何年の何月にできますよっていうアピールもまだないではないですか。もう予算が出ているので、もう工期も決まっているということですよ。

石塚課長) まちづくり懇談会でお母さんたちが来た時には町長説明しています。来年こういうものを作りますから、楽しみに待っていてくださいというお話はしています。

委員) そうなのは広報でみんなに知らせたりはしないのですか。

石塚課長) まちづくり懇談会の結果は広報に載せています。

委員) アピールが先ほどの歌にしる、今から公園ができるかどうかなんてわからないじゃないですか。まちづくり懇談会に出ている人は知っていても、小さいお子さんがいたらたぶんお母さんたちの口コミでわかりますけど、変な話お年寄りとか散歩して気付く方と、やっぱり湧別にいてもわからないし、それじゃあ上湧別からこっちに来れたのにねって。たぶん夏はすぐに終わってしまいますよね。そういうアピールをもうちょっとした方が良いのではないかなというところがあります。

石塚課長) 絶対に答えがもらえるのは町長への手紙です。でも一番良いのですよ。だってご本人の気持ちが出て、町長からこういうのがきたから担当で書いて、最後に町長がチェックして答えをすぐに出しますので。

委員) 湧別町が今こうしていこうとする時に、何か本当にアピールがないのかなって。音楽もそうですし。

委員) すでに音楽も流れているのですよね。でも変わりましたよではなくて、いつから曲が変わるのですというのを先に知りたい。

石塚課長) それはまた難しい。工期とかもありますから、いつから流れるというのがはっきりしないので。僕らが設定するのであれば別です



けれども、業者が設定しますので。

委員)そこは契約ではないのですか。

石塚課長)相手は東京から来る方なので、今回もお願いしてお願いしてチューリップフェアの前に流してくださいとやっています。相手のあることなので、私たちがこうしてほしいと言ってもうまくいかない時もあります。

委員)それは音楽のことであって、公園が新しくなりますよというのは言ってもかまわないのではないのかな。

委員)フライングで良いのですよ。今度音楽が変わりますというのを言えば良いのですよ。どんな曲になるのかわからないけれども、今月曲が変わりますというようなフライング発信でも。

委員)今度は意識して聞いたりしますよね。

委員)そういう発信の仕方があっても良いのかな。工期がいつになるのかわからないというのはわかるのですが、そういう発信の仕方でも良いから今はネット時代で、1回聞いたらこれ何ってすぐ調べて町のホームページに載ってないな。何だあの曲はということになるので。

石塚課長)そのように改めていくというか、変えていけるところは努力していきたいと思います。先ほど話した遊具の関係は、広報4月号で噴水を水遊びができるフラットな噴水に改修するとともに、複合遊具も整備しますとなっていますので、滑り台とかを作るイメージとなっています。

委員)そういうところに何か小さなものでも希望する遊具はありますかみたいな問いかけはできないものですか。

委員)できあがったものはしょうがないですけど、広報とかで皆さん可決されましたという文章よりは遊具ができますよって優しい感じで書いてあると、目に留まりやすいのかな。図案もできてイメージ図みたいな感じのものがあれば、いついつできて楽しみだねっていう会話にもなるではないですか。広報見たっていう会話にもなるので。議会で可決されました。何円かかりますみたいな感じの硬いのもそれは残しつつ、そういう方法でもう少し広報を見て楽しめるような感じの方が、話題がたくさんあるのですから…

委員 長) 町民のためにやるのだから、もう少しうまくアピールして使ってもらおうという方法を考えるのも一つかな。だけど、具体的にはいろんな都合でちょっとそれはという部分もあるので、そこはやっぱり作るのだから…

委員)こちらとしては知る権利もあるし、参加する権利があるのであれば、ちょっと意見を言いたかったなというところもあっての…

坂本課長)情報を知らないと言えないでしょ。知っているから意見が言えるでしょというのも重々わかりますので、確か前回の会議でも

アピール不足というのは出てたところですよ。それは考えていかなければいけない。ただ広報だけでいうと紙なので、やはり限界があるかなという気がするのですよね。お母さん方は子どもさんの遊具に興味があるかもしれませんが、逆にお年寄りはあまり興味がないかもしれない。広報はいろんな方が見られるので、すべての世代に対していろんな情報を掲載するとなると非常に分厚くなるので、そもそもみんな見るのっていうふうになってしまう。

今後、ホームページは充実させていった方が良いかな。これからは、情報提供というのはアピールも含めて必要なのかなとは思いますが。

委員) 遊具を作りますと言ったら、もしかしたら運動のものを作ってほしいとかという意見が出たかもしれないではないですか。

委員 長) 学校に町長が行って話をし、何か子どもたちに広がったみたいな話が前にありましたよね。遊具であれば、小学校だとか保育所だとか図書館でも良いですよ。そういう利用者層の施設に見やすいように宣伝して使ってくださいよ。そうすると、子どもだとかお母さんお父さんからの話が広がるという方法もあるので。

石塚課長) お母さんたちもいっぱい思っていると思うし、役場にもお母さんたちがいますので、当然そういう意見は聞いていると思います。町長はいろんなところに行って、それこそ遊具だとかを見て歩きます。東京に行った時もあるが良かったとか、e スポーツも直接秋葉原まで見に行ってああいうのが作りたいだとか、僕らよりもあちこち見て回っているの、情報はかなり持っています。その辺のところは僕らよりもいっぱいいろんなものを吸収してあちこち見に行き調べてますし、結構勉強しています。

委員) 話を聞くと、町長いろいろ見てきているのだから。それであれば良い遊具ができそうだから今聞けばイメージが湧きますけど、せっかく作るのであれば何か聞いてほしかったなとか、ああいうのもあったら良いのにねとかたぶんそうはならないでしょうけど、入れれる入れないは別にしろ何かありますかぐらいあったら良かったかもしれないですし、これからのアピールの仕方を利用する人がいっぱい出てくるかなっていう部分もありました。せっかく作るのですしたら。

委員 長) いろいろ考えてお金使ってやっているから、成果以上の評価がされるように。

石塚課長) 前から言ってますけど、5人以上集まれば町長どこにでも出向きますので、直接町長に言ってもらえれば。こういうものがほしいだとかというのはわからないので。せっかく作った制度がぜんぜん利用していただけてはいないので。

委員) 課長発議で町長にこういうことをやってくださいというのはな

いのですか。課長が町民のこういう声を聞いたのだけれども、課長裁量でそういうことはめったにしない。

石塚課長) お伝えはします。

### (3) 次回会議日程及び協議内容について

委員 長) 続きまして、議題の「(3) 次回会議日程及び協議内容について」事務局から説明をお願いします。

西海谷主幹) (議案5頁に基づき説明)

委員 長) 説明があったように次回会議の日程でありますけれども、第1候補日の8月29日火曜日の午後7時からの開催としたいのですが、よろしかったでしょうか。

各委員) 「はい」の声あり。

委員 長) では8月29日火曜日の午後7時から開催したいと思います。

続いて、次回の協議内容についての説明がありましたが、今回は第6章の協働・コミュニティ組織と第7章の議会をテーマとさせていただきます。事前にこんな資料がほしいという資料はありますか。

委員) 前にも言ったように、自治会の現況とかの報告があれば。自治会役員が高齢になっていたりもするので、自治会組織として活動ができているのかという情報というか活動内容。コミュニティといったら自治会をイメージされる部分もあるので、他のコミュニティでもこういう組織があつてこういう活動をしていますというのがあれば。

西海谷主幹) 自治会であればこれだけの自治会がありますよとか、文化連盟であればこれだけの団体が加盟していますよとかというような資料で良いということですか。

委員) 本当は活動実態とかがあれば一番良いのだけれども、ちょっとわかりにくいというのと、自治会長の高齢化の問題とかもこれではちょっと厳しいかな。

西海谷主幹) 事務局で用意できる範囲で用意させていただきます。

## 4. 閉会

委員 長) 本日本日予定していた議題はすべて終了しました。本日の会議を閉めたいと思います。長時間にわたり、お疲れ様でした。